

保護者 各位

学校給食課長

学校給食における飲用牛乳の減額制度の申請について（お知らせ）

日頃は、学校給食の提供にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、江南市では新学校給食センター（藤の花給食センター）の供用開始にあたり、令和8年9月（予定）からアレルギー対応食の提供を行います。このため、食物（乳）アレルギー疾患等を持つお子様に対しましては、学校給食法の規定に基づき、学校給食において摂取が期待される栄養量が確保できるよう豆乳の提供を行います。

なお、乳アレルギーと合わせて豆乳が飲めないお子様には、引き続き減額制度にて飲用牛乳相当額を減額いたします。

つきましては、下記のことについてご確認のうえ、減額制度の申請をしていただきますようお願いいたします。

記

令和8年9月以降の学校給食について

	調整豆乳	確認のための必要書類		減額制度 申請
		学校生活管理 指導表	診断書等	
食物（乳）アレルギー疾患により、飲用牛乳を飲むことができないお子様	飲める	要	—	
食物（乳）アレルギー以外の疾患により、飲用牛乳を飲むことができないお子様（乳糖不耐症等）	飲める	—	要	
食物（乳かつ大豆）アレルギー疾患により、乳と大豆を食することができないお子様	飲めない	要	—	○
食物（乳かつ大豆）アレルギー以外の疾患により、乳と大豆を食することができないお子様	飲めない	—	要	○

※申請における注意事項

- ・食物（大豆）アレルギー疾患を持つお子様については、大豆の成分がさまざまな調味料に含まれるため、通常の給食を提供できない場合があります。
- ・食物アレルギー以外の疾患で申請される場合は、安心安全な給食の提供を行うため、医師の診断書等で詳細な記載をお願いします。
- ・学校生活管理指導表及び医師の診断書等において記載内容があいまいな場合、申請審査ができないことから、詳細な記載をお願いします。

【問合せ先】

学校給食課 学校給食グループ
電話 0587-55-2230